平成２３年（フ）第３７５号
東京都八王子市東浅川町272番地７ＭＫハイツ303号
債務者　黒山　良樹
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６０７号
横浜市都筑区早渕１丁目32番８号　サンビレッヂ笈川Ｂ―103
債務者　阿部　知佳
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２２号
横浜市南区白妙町１―３　ユーカリビル407、登録原票上の住所横浜市南区真金町２丁目19番地２　アシェール大通り公園506号
債務者　須貝アランヤーこと　スガイ　アランヤー
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０号
長崎県佐世保市有福町536番地17　スカイハイツ有福210、旧住所長崎県佐世保市大塔町636番地１　コーポ原202
債務者　山北　可奈（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
長崎県佐世保市新行江町776番地１、旧住所長崎県佐世保市南風崎町2107番地
債務者　山口　安幸
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
長崎県佐世保市江迎町奥川内594番地１、旧住所福岡県福岡市博多区大博町５番７―604号
債務者　堀野　継夫
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
長崎県佐世保市早苗町258番地、旧住所長崎県佐世保市崎岡町853番地49
債務者　秦　　修二
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
長崎県佐世保市早苗町258番地、旧住所長崎県佐世保市崎岡町853番地49
債務者　秦　　明子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７９号
長崎県佐世保市有福町536番地75
債務者　川村　　斉
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
長崎県佐世保市京坪町９番16号、旧住所福岡県久留米市諏訪野町2175番地１　サーパス諏訪野702号
債務者　佐藤　　悟
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
長崎県佐世保市白木町３番６号
債務者　山口　文晴
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
長崎県佐世保市上本山町864番地１　Ｃ棟402号
債務者　朝永　照美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
長崎県佐世保市吉井町吉元354番地13
債務者　坂本　友美
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４４１９号
東京都西東京市芝久保町２丁目10―５―101
債務者　高村　光男
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４７６号
東京都足立区大谷田１丁目１―６―507
債務者　比田　亘彦
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部